

部分溶込み T 継手の溶接施工要領の承認に関する事項

改正規則等

鋼船規則 M 編
鋼船規則検査要領 M 編

改正事項

部分溶込み T 継手の溶接施工要領の承認に関する事項

改正理由

鋼船規則 M 編 4 章には、代表的な溶接継手として、突合せ溶接継手、すみ肉溶接継手及び完全溶込み T 継手に対する、溶接施工方法及びその施工要領を承認するための試験要件が規定されている。

一方、船体構造に一般的に適用されている部分溶込み T 継手については、当該承認に関連する具体的な取り扱いが規定されていないことから、承認実績及び ISO 規格等を参考に部分溶込み T 継手に対する承認要件を規定すべく関連規定を改めた。

また、完全溶込み T 継手においては、裏掘りの有り無し、裏当ての有り無しによる分類を明記していなかったが、代表的な施工条件による承認試験により担保される範囲は、突合せ溶接と同様に、前述の分類に応じた範囲であると考えられることから、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 部分溶込み T 継手の溶接施工方法及びその施工要領の承認に関する要件を規定した。
- (2) 突合せ溶接、完全溶込み T 継手、部分溶込み T 継手、すみ肉溶接に対し、継手の種類に応じた承認の範囲を明記した。

改正条項

鋼船規則 M 編 4.1.3, 4.1.4, 表 M4.1, 表 M4.2, 4.2.1, 4.4.1, 4.5
鋼船規則検査要領 M 編 M4.1.4, 表 M4.1.4-2.